

米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（案）に係るパブリック・コメントの結果

1 募集対象計画等

米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（案）

2 募集期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月26日(月)

3 意見の提出者数及び件数

提出者数 12者／提出件数 55件

4 意見の内容及び意見に対する回答

次ページ以降に記載しています。

米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（案）に対するパブリック・コメントの結果

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
1	全体		<p>地球温暖化対策については科学的根拠に疑義があり、見直し論や懐疑的意見もあるので、ほどほどにお茶を濁す程度の対策しておくのが良い。</p> <p>例えば GDP 世界1の大国のトランプ大統領は気候変動対策を「史上最大の詐欺」と呼び国連などの予測を「悪意あるもの」として退けパリ協定からの離脱を推進し、化石燃料を「掘って掘って掘りまくれ」としている。また、中国は世界第2位の GDP 大国であるにも関わらず世界最大の温室効果ガス排出国で世界のCO2排出量の約4分の1を占めている。このような世界情勢の元では日本が頑張ってもその成果はわずかで、却って日本の経済に悪影響を及ぼす。よって科学的根拠がはっきりし、世界各国特に GDP 大国が統一して対策する情勢になるまで待ったほうがいい。</p>	<p>国際情勢は複雑であり、各国に様々な立場があることは承知していますが、気候変動は国境を越える地球規模の課題であり、各国が連携して取り組むことが不可欠です。日本も国際社会の一員として、その役割を果たす責任があると考えています。</p> <p>本市の地球温暖化対策実行計画は、国の動向や国際的な枠組みを注視しつつ、地域の実情に合わせた持続可能な対策を推進するものです。市民の皆様の暮らしや経済活動に配慮し、負担を最小限に抑えながら、将来の世代に豊かな自然環境を引き継ぐための取り組みを進めていきます。</p>	無
2	全体		<p>「米沢市地球温暖化対策実行計画(案) 区域施策編・事務事業編」（以下「計画案」）では、2050年と2030年目標に関して検討され、これは2030年生物多様性国家戦略、2030年Agendaに対応する検討と思われるが、2030年までにはわずか4年しかないし、この計画案のどこにも2026年現時点での実績値（推測であっても）が検討されていない。私たち市民が、2030年目標を達成するために、今後、4年間に何をしなければならないのかを知るためには、2026年現在のスタート地点の数値と2030年の目標地点の数値を比較できなければならず、この計画で検討すべきだが、見る限りどこにも書かれてない。</p> <p>また、計画案のCO2排出量推移などの説明で、何の説明もなく「千t-CO2」と排出量単位を用いているが（最後の用語集にも説明なし）、一般市民でこのような単位を違和感なく理解できる方はごく少数だろう。また、16頁の再生可能エネルギー導入ポテンシャル量の表では、MW、MWh/年、TJ/年というものも何の説明もなく使用しているがこれも同様である。本計画案は、全体に表現がむずかしく、一般市民に理解してもらおうつもりがあるのか疑問である。単に作れば良いというのではなく、市民が理解し、市民がともに考え行動するということができるような計画としてほしい。</p>	<p>本計画は令和6年度に中間見直しを行っているため、今回の改訂は、地域温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業及びゾーニングマップを区域施策編に反映することと、市全体の計画である区域施策編と公共施設や市の事務事業の計画である事務事業編を統合することを目的としており、その他CO2排出量推計値やその他の見直しは行っていません。今後、数値の検証や実態把握に努めていくこととしています。</p> <p>部門別CO2排出量については、環境省の脱炭素地域づくり支援サイトの自治体排出量カルテを参考にしています。</p> <p>排出量等の単位につきましては、巻末の用語集に解説を追加します。</p>	有
3	全体		<p>再生可能エネルギーの導入は進むべき路線だと思いますが、そのことにより、自然環境が良くない方向に変わっていくことは避け、良いことをよい方法で行う検討を行うべきです。大きな太陽光発電、大きな風車は、長期的な維持が難しく、その建設で失われた多様性は戻すことができない可能性が高いという危惧を持っています。ですから、禁止というよりは、それに代わる、未来でも持続可能なエネルギー生産を研究する、持続可能性を探ることを優先でお願いしたいです。</p>	<p>持続可能な再生可能エネルギーについては、引き続き情報収集等に努めていきます。また、電力の使用場所近くで発電する方法は、経済効率性の観点からも優れていると考えています。環境に適切に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギー導入に努めていきます。</p>	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			屋根上ソーラーパネル導入、小規模水力、小規模風力を電力使用場所で直接やできるだけ近くで行うべきです。未来の子孫にも評価される方向に向かえばよいと思います。限定的な部分への意見ではありますが、ソーラーパネル維持のために除草剤が、強く、多く撒かれ続けている事には、下流水環境への心配を感じています。規制できない、意図しない自然破壊は予防したいものです。		
4	全体		太陽光パネルについて、2026年現在、北海道の釧路湿原の太陽光パネル建設は、深刻な環境破壊や法令違反の発覚により、行政の規制強化と工事の中断が相次ぐ状況にあります。政府は釧路湿原のトラブルを受け、希少生物の生息地での開発を厳格化する法改正の調整を進めており、全国的なメガソーラー規制のモデルケースになっています。米沢の場合も、太陽光や風力発電などが促進可能エリアや調整エリアに希少生物の生息地もあるわけで、米沢市ではそれらをほとんど把握していないのではないのでしょうか。	計画策定の過程で希少昆虫、希少植物については専門家の助言をいただき生息地の把握を行ったところです。また、ゾーニングの調査時には希少猛禽類や渡り鳥に関する現地調査を約1年間実施し、状況把握に努めました。	無
5	全体		米沢に住んでいてわかるのですが、太陽光パネルは冬はほとんど発電がないと思うし、風力発電にしても風の強い日が少なく誰が考えても向いていない土地の代表ではないのでしょうか。それよりも小規模水力発電や地熱発電など選択肢は別にあると思います。	一般的には積雪影響により太陽光パネルの発電量が一定数落ちると言われていますが、年間を通して見れば全国平均より5~10%落ちる発電量であり、地域内におけるエネルギー自給率の向上及び非常用電源の確保の視点から見れば重要な再生可能エネルギーの一つと考えます。 風力発電につきましては、環境省「風況マップ」をもとに、事業採算ラインと言われている風速5.5m/秒のエリアを抽出したものになります。 小水力発電などその他の再生可能エネルギーと組み合わせることで、リスクを分散し、安定的に電気を供給できる体制をとることが地域の裨益に繋がると考えています。	無
6	全体		【長文のため要約】 栗子の風車問題に関わり、米沢市には未来に対する長期のビジョンが無い、10年、20年の目先だけを見て、将来を見据えて対応していないとことに気づいた。私は、万世地区に住んでいるが、吾妻、なでら山、飯豊山、朝日岳、蔵王が一望でき、天候、季節に応じてその表情を変えている。前田慶次が見た景色と同じものを見ていたとき、何とも言えない気持ちになる。しかし、米沢市では目先の脱炭素の10年、20年のために、栗子の風車を目玉にしようとした。ゾーニングで、なでら山は禁止区域にもされない。市立病院協などの河川敷を太陽光発電の導入可能エリアにしている。禁止区域を設けてはいけないとはなっていないのに、禁止区域は設けないとしている。なでら山の風力発電やサッカー場の	本計画は、上位計画である米沢市まちづくり総合計画及び米沢市環境基本計画で示される10年間の方向性と十分に連携を図りながら、本市の地球温暖化対策の方針を定め、取組を推進していくものです。これらの計画は、短期、中期的に大きく変化する社会・経済情勢に対応するため、計画の中間見直しを行うこととしています。数百年先の将来に向けたビジョンを明確にすることは難しいですが、数百年先も豊かな暮らしが可能な米沢市となるよう、各種計画に基づいた総合的且つ計画的な市政運営を進めていきます。	有

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			<p>太陽光発電は、「住民合意が得られないから建たないと思います。」と言うが、これでは、最終的な全責任は住民にあるということではないか。市は責任逃れをしているのではないか。</p> <p>米沢市には数百年レベルの将来に向けてビジョンがない。ビジョンがないからこれだけは譲れないものがない、ということだと思う。まずは長期のビジョンを明らかにしてほしい。目先の数十年のために、取り返しのつかないことにならないように。後から「あの時の判断は間違っていた。」となることの無いようにしてもらいたい。釧路湿原が壊されてしまったような事態が起こらないように、長期スパンで責任を持ってお願いしたい。これまでの米沢市の対応にはがっかりさせられているが、まだ絶望には至っていない。わずかな希望は持っている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、太陽光発電については、地域森林計画対象森林を調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、栗子山、斜平山を導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p> <p>河川敷については、太陽光発電及び風力発電、ともに保全エリアに変更します。</p>	
7	全体		<p>全体的な計画に対しての意見です。</p> <p>栗子山風力を中止とされた、大英断をした米沢市ですから、環境破壊や住民が不安になるような、再エネ事業を防止するためにも、今後、そのルール設定の徹底が必須と思われます。整合性をとるためにも、禁止区域をきちんと制定したゾーニングを基本とした、米沢市独自の再エネ条例の制定を求めます。</p>	<p>県条例の見直しの動向を注視するとともに、必要に応じて県に対して意見を述べながら、市条例の制定について必要性を含めて検討していきます。併せて他自治体の事例についても研究していきます。</p>	無
8	全体		<p>本当に米沢市民の為の計画になっているのか疑問です。地球温暖化の国際的な動きも日々変化しています。キャノングローバル研究所によると、「IPCC が用いる TCRE という指標に基づいて、2050 年日本がカーボンニュートラルを達成したとしても世界の気温に与える低下効果は 0.006℃に過ぎない」との事です。「ゼロカーボンシティ宣言」したから、「脱炭素先行地域」だから、とそれだけで計画が進められているだけのような感じがします。本当に米沢市民の民意に沿っているのでしょうか。米沢市の豊かな自然に守られて、私たち米沢市民は暮らしたいと思っています。誤った政策により、被害を受けるのは私たち米沢市民です。本来、環境課というのは米沢市の環境を守るためにあるのだと思っていましたが、宣言したから、後戻り出来ない、ただ推進するだけ、にはなっていないのでしょうか。米沢市民が尊敬している鷹山公もご覧になってきた、この豊かな自然を、未来につないでいくのが私たちの責務だと思います。そして、その舵取りをするのが、「米沢市環境課」であって欲しいと思います。どうかよろしく願いいたします。</p>	<p>国が目指す 2050 年カーボンニュートラルに関しましては、各自治体の着実な取組が必要不可欠です。地球温暖化を防止することが目的ではありますが、本市は、経済活性化や雇用創出、市民の暮らしやすさの向上、未利用資源の有効活用及び地産地消、非常時のエネルギー確保などといった地域課題の解決も同時に目指しています。</p> <p>自然環境を適切に保全しながら、よりよい社会形成に向け推進します。</p>	無
9	第1章 2(3)③	3	<p>米沢市として、プラスチックごみゼロを目指す事は大切だと思います。「最上川の源流に位置する本市も無関係ではありません。」→個人的にゴミ回収のボランティアをやっておりますが、プラスチックゴミの多い事を痛感しております。プラスチックゴミは、下流に流れるとマイクロプラスチックとなり、下流の自治体はおろか、海まで流れ、地球全体まで影響を及ぼします。米沢市としても、責任は重いと感じます。是非、推進して下さります様お願い致します。</p>	<p>今回、同時に計画を改定する第4期米沢市ごみ処理基本計画（令和8年度～令和17年度）においても、プラスチックごみゼロや循環型社会の形成を目指し、プラスチックごみをはじめとした廃棄物の発生抑制及び資源化を推進していくことを記載しています。</p>	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
10	第3章 1(1)①	7	「民生部門」内「家庭部門」に自動車保有台数が無いにも関わらず、解説に「世帯数や自動車保有台数などは増加傾向になっています。」とあるのはおかしいのでは？また「運輸部門」内旅客自動車の保有台数が多く思われるのだが、こちらに家庭の保有台数が含まれているのでしょうか？だとすれば「民生部門」「運輸部門」明確に分けるべきと思うのですがどうでしょうか？	ご指摘のとおり、運輸部門内旅客自動車に家庭の保有台数が含まれています。分類は環境省の脱炭素地域づくり支援サイトの自治体排出量カルテに基づいたものとなっています。	無
11	第3章 1(4) 3(3)	9, 15	ごみ排出量（収集量＋直接搬入量）が23,805t以下となっていますが、表3-4部門別CO2排出量の将来推計の一般廃棄物では2030年度10.8（千t-CO2）になっています。表3-9基本施策及び具体施策でもごみの減量化の推進の施策3点打ち出しています。これから人口減少も既定路線だと思われそうですが、なぜゴミ排出量が増えるのでしょうか？※3の推計では説明がつかないと思われします。 因みに表3-4部門別CO2排出量の将来推計の2020年小計708.2となっていますが、環境省「部門別CO2排出量の現況推計」によると米沢市の2020年度は696となっていました。2020年度は将来ではないので実数を入れた方が良いでしょうか。	本計画は令和6年度に中間見直しを行っているため、今回の改訂は、地域温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業及びゾーニングマップを区域施策編に反映することと市全体の計画である区域施策編と公共施設や市の事務事業の計画である事務事業編を統合することを目的としており、その他CO2排出量推計値やその他の見直しは行っていません。ご指摘のとおり、人口減少によるごみ排出量の減など現状との乖離が見られます。 本計画と同時に第4次ごみ処理基本計画の改定を行っており、ごみ排出量の内容も見直すことから、15ページの表3-11指標及び目標値について、ごみ排出量の目標値と基準値についてのみ整合性を図り、下記のとおり修正します。今後、他の数値の検証や実態把握に努めます。 ・ごみ排出量 2030年度目標値 23,805t以下 →21,850以下 ・基準値2021年度 26,141t→26,877t	有
12	第3章 2(1)	10	運輸部門に乗用車のシェア率による削減量 2030年度、2050年度削減率それぞれ-30%、-78%という数字が唐突に登場するのですが、公共交通インフラが不便な本市において乗用車のシェアリングは現実的とは思えないのですが根拠はありますか？（貨物車も同様）	環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」を根拠に積算していますが、ご指摘のとおり、本市の現状と乖離しているところも見受けられますので、次回の見直しに向け対応を検討していきます。	無
13	第3章 3(1)	12	「エネルギーの地産地消の推進」内「再生可能エネルギー条例の検討」が「中長期」となっています。再生可能エネルギー導入を進めるのであれば住民との合意形成が不可欠です。しかし過去に住民（市民）抜きで行政と事業者の間で事業が進んでいた等問題があった為に住民（市民）は事業者、行政に不信感を持っています。事業終了後の施設の処理をどうするかなどの不安もあります。そのような不安を払拭するために条例は必要不可欠だと考えます。近藤市長は市議会での答弁で「条例は事業者を規制するものだ」その上で「経済活動に規制をかける	ご意見を踏まえ、太陽光発電については、地域森林計画対象森林を調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、栗子山、斜平山を導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。 河川敷については、太陽光発電及び風力発電、ともに保全エリアに変更します。	有

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			ものではない。各自治体とも県でやっているのでも市でやるのは難しい」と発言されました。再エネ条例は事業者を規制するものではなく、住民が安心できるルールを策定し、それに基づいて事業者に事業参加してもらおうというものです。しかも全国で300を超える自治体で独自条例が制定されています。「市独自の取り組みとして再生可能エネルギーのゾーニングマップの作成に組み込み、無秩序な開発を抑制しながら、自然と調和し地域に裨益する再生可能エネルギーを導入していくこととしております。」(秘広第151号)これが米沢市の方針ですが、14～15ページ、2050年の将来像図3-1及び表3-10の項目「自然や街並みの美しさと再エネ導入のバランスが保たれている」の内容「再エネ導入促進区域が設定され(ゾーニング)、自然環境や景観が守られている」について、市のゾーニングマップでは洪水などのリスクがある河川敷が太陽光発電の導入可能エリアになっています。また、羽山神社～愛宕神社周辺が風力発電の導入可能エリアとなっています。それらの疑問に対してゾーニングの説明会の際での米沢市の返答は「法律で必ず導入可能エリア(促進区域)を設けなければならないんです。」という返答でした。後日、東北地方環境事務所地域脱炭素創生室に確認したところ「そういう決まりは無いし脱炭素先行地域だからということもありません。」との事でした。栗子山周辺に関しては、イヌワシの営巣地となっている可能性が高く生息環境保全の必要性から事業取り止めになった地であるにも関わらず、配慮事項として含みを残しておくなど事業者を呼び込むための取り組みとしか思えません。これでは住民と事業者の軋轢が都度発生することになるのは明らかであり、ゾーニングによって自然環境や景観が守られていることにはならないのではないのでしょうか？米沢市独自の再生可能エネルギーの導入に関する条例の制定に向けた取り組みの早期検討を望みます。	独自条例の制定については、適切かつ慎重な調査研究及び関係者との合意形成が必要なものであり、中長期的に取り組む必要があります。現在、県条例の見直しを行っていることから、県の動向を注視するとともに、必要に応じて県に対して意見を述べながら、市条例の制定について必要性を含めて検討していきます。併せて他自治体の事例についても研究していきます。 なお、本ゾーニングマップは環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して作成したものであり、2年以内に実行計画の反映と促進区域(本市の場合は導入可能エリア)の設定が要件となっています。	
14	第3章3(1)	12	「再生可能エネルギー条例の検討」が中長期(3～10年)とありますが、短期で、早期に進めなければならないと思います。県条例の見直しを確認後早急に米沢市独自の条例の作成に取り組むべきだと思います。	県条例の見直しの動向を注視するとともに、必要に応じて県に対して意見を述べながら、市条例の制定について必要性を含めて検討していきます。併せて他自治体の事例についても研究していきます。	無
15	第3章3(1)	12～13	施策の期間が「短期」「中長期」となっていますが、一体どの位の期間を指すのかこれだけでは、全く読み説けません。「短期」は、短い期間で案をつくり、実行するのか。「短期間」のみ実施するのか。「中長期」も同じくです。注釈をつけて、具体的に表記して頂きたいです。また、可能な限り具体的な計画性も示す事も希望致します。	短期は1～2年、中長期は3～10年を想定していますが、具体的な記載に関しましては、状況が変わることも想定されますので、あくまで目安として考えていただきますようお願いいたします。	無
16	第3章3(2)	14	2050年の将来像として、「自然や街並みの美しさと再エネ導入のバランスが保たれている」「再エネ導入促進区域が設定され(ゾーニング)、自然環境や景観が守られている」とあるが、自然の中に、風力発電設備や太陽光パネルが存在す	再エネ導入可能エリアを設定することにより、適地へ適切な地域共生型の再エネを誘導することを目的としていますので、御理解願います。	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			るのは景観の点からも違和感しかない。自然環境が守られる保障もない。建造物に設置するのは問題ないと思う。「地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則」（施行規則第5条の2）によると、再エネ導入可能エリア（促進エリア）を定めることは、あくまで努力義務であり、設定しない選択も可能との事です。（環境省東北事務所に確認済）米沢市の美しい自然を守る為にも、設定しないという選択をお願いいたします。	なお、本ゾーニングマップは環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して作成したものであり、2年以内に実行計画の反映と促進区域（本市の場合は導入可能エリア）の設定が要件となっています。	
17	第3章3(2)	15	表の項目「再エネ導入による森林整備の推進と林業の活性化」の内容に「森林整備によって、木質バイオマスの利活用（発電や熱利用のための材、建築材等としての利活用）や、林業活性化が進んでいる」とあるが、木質バイオマス発電のためだけに森林を伐採するということはないのでしょうか？	木質バイオマス発電のためだけに森林を伐採するということは想定していません。適切な森林管理と適切な木材の活用が必要と考えています。	無
18	第3章3(2)	15	表の項目「再エネ導入による農業の活性化」の内容に「ソーラーシェアリングなどにより農業の活性化が進んでいる」とあるが、ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）では、パネルの日陰になり、作物の日照不足により、収穫量が低下するというリスクがあるとの事。活性化するという可能性はないと思われま	事例によると、太陽光パネルで日陰になり、近年の猛暑（直射日光）から作物や農業従事者を守るメリットが確認されているほか、パネルが屋根となることで防霜効果もあるようです。農業従事者にとっては副収入を得る手段となり、経営安定化につながることも考えられることから、活性化の可能性は十分にあると考えています。	無
19	第3章4(1)～(2)	16～19	表3-12「再生可能エネルギー導入ポテンシャル量」表頭「再生可能エネルギー導入ポテンシャル」、表3-14「2030年度再生可能エネルギー導入目標量」表頭「導入目標量」、表3-15「2050年度の再生可能エネルギー導入目標量」表頭「導入目標量」以上の表示の意味が分かりません。	表3-12については、市内の全自然エネルギーから一定の事業性や土地利用の法的規制・制限の条件を除いた導入可能性のある資源量を示しています。表3-14、15については、表3-12の推計結果を基に、市内での再生可能エネルギー導入の目標量を設定したものになっています。 つまり、これらの表は本市の資源量（ポテンシャル）を踏まえ、市内の再生可能エネルギー導入目標量を定めたものになります。	無
20	第3章4(1)	17	再生可能エネルギーの主力となる太陽光発電は不安定電源であるため、最大限利用していくことと地域レジリエンスを考慮すると調整力（蓄電池）が必要不可欠となるため、地産の再生可能エネルギー由来の電源の整備推進とともに、適切な調整力の導入も促進されるべきと考えます。	ご意見のとおり、地域レジリエンスの強化を図るためには蓄電池の存在は重要です。脱炭素先行地域において避難所になっている公共施設への太陽光発電及び蓄電池導入を図るほか、市民向けPRにも努めていきます。	無
21	第3章4(1)①	16	計画案の16頁の再生可能エネルギー導入ポテンシャル量で、「本市再生可能エネルギー導入ポテンシャル量として次のように整理しました」と記載しているが、この表に記載のポテンシャル量は、環境省のREPOSの数値と同一であり、ただ環境省の推定値をなぞっただけで、米沢市が市の地域性や特性を加味して独自	市独自での算定は、専門的知見と時間、費用を要しますので、ご指摘のとおり環境省のREPOSの数値を用いています。REPOSの数値自体が地域ごとの諸条件を加味されているものと考えています。	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			に算定したものとは思われない。いったい、米沢市の状況について、どのような根拠、資料、方法で「整理」したのか、明らかにして市民が検討できるようにしてほしい。		
22	第3章 4(1)②	17	<p>【長文のため要約】</p> <p>①太陽光発電に関しては、米沢市内でも反対運動が起こっている。良心的な事業者ばかりではない。「メリット、デメリットを整理」するだけでなく、良心的でない事業者に対してどの様に対応するか、どの様に見分けるか、市民から訴えられるのを待っているばかりでなく、積極的に情報収集する様にしてほしい。</p> <p>②米沢市は、メガソーラーは推奨していないと聞いているが、「推奨しない」イコール「反対する」という図式でもない。米沢市としては、メガソーラー建設は事業者と地元民の「自己責任」となるのか。メガソーラー建設に対してどの様に対応していくのか、明確な意思表示をお願いしたい。米沢市の半分が太陽光の「調整エリア」である事を考えると、メガソーラーも滑り込みで建設される可能性がある。メガソーラーは、規模が大きい為、土地の改変が大きかったり、自然環境へのインパクトや景観への影響も懸念される。近隣の事例では、管理不足で雪によるパネル破損がそのままになっている。最悪も決して良いものではない。破損によって流出した有害物質がどうなっているのか確認もできていないと思われる。決して、良心的な事業者ばかりではない。</p> <p>③現在、太陽光パネルのリサイクルは義務化が見送られている。海外メーカー・撤退メーカーの太陽光パネルは素材の不明なものも多く、リサイクル等の障害になっていたり、使用済太陽光パネルに対し最終処分業者、有害物質溶出等の懸念から受入拒否の場合もあるようである。「メリット、デメリットを整理」して積極的に導入を推進するならば、建設から最終処分まで米沢市はどの様に責任を取ると考えているのか。事業者が倒産した場合や、事業をやめた場合も含め「推進する立場」であるのなら、そこまでの責任も考えていく必要があると思う。廃棄費用積立金制度はあるが、それだけでは足りなり場合もあるようである。廃棄時に処分に困り、米沢市の負の遺産とならないようにしてほしい。</p> <p>④風力・中小水力について、新たな電源の開発を推進とあるが、米沢市でも反対運動が起きた経緯がある。2点とも、自然環境に対するインパクトは大きい。土砂災害等も懸念される。前述の太陽光の場合と同じく、(1)良心的でない事業者にとどの様に対応していくのか。(2)風力の場合、廃棄時のリサイクル義務化はされていない。「新たな電源の開発を推進」という立場であれば、風力発電・中小水力の建設から廃棄まで、自然環境等へのインパクトも含め、米沢市として、どの様な「責任」を取っていくのか、明確な意思表示をお願いしたい。</p>	<p>①太陽光発電の事業者につきましては、行政として積極的に事業者と関わりながら、必要に応じて指導や助言を行っていきたいと考えています。</p> <p>②メガソーラー自体を推奨しないのではなく、「無秩序な開発」を伴うメガソーラーについては推奨しないという方針です。市としては、自然環境や住民に配慮し、多くの住民の理解を得られる地域共生型の再エネであるかどうかを重視しており、それらの確認を行っていきたいと考えています。</p> <p>③リサイクル及び廃棄については国等で定める基準や規則に基づき適切に対処するよう事業者に求めています。</p> <p>④風力・中小水力発電に関しても上記の太陽光発電に準じた考えであり、多くの住民の理解を得られる地域共生型の再エネであることが重要と考えます。</p>	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
23	第3章 4(2)	18～ 19	小水力発電に関して漁業権の入っている河川については許可すべきでない。	小水力発電の導入にあたっては、住民及び利害関係者との合意形成が必要不可欠と考えますので、地域共生型の小水力発電計画であるかを確認していきます。	無
24	第3章 4(2)①	18	「本市においては、既に陸上風力発電設備や水力発電設備、家畜排せつ物バイオガス発電設備稼働していることから、これらのモデル的な事業を参考としながら導入を推進します」とあるが、2024年9月に事業取り止めになった「栗子山風力発電」の例を鑑み、米沢市においては、イヌワシ等の希少猛禽類の生息地として保全を重視し、風力発電を推進すべきではないと思う。栗子山周辺が導入可能エリアとしてゾーニングされているのは、理解出来ない。保全エリアにするべきだと思う。また、風力発電について海外では反対運動が活発になっており、その反対理由としては様々で景観破壊、バードストライク、騒音、健康被害、生態系への影響、不動産価値の低下などである。特に健康被害については、秋田県でも健康被害者の会が発足している。そのようなデメリットも考慮し、推進すべきではないと思う。特に米沢市は盆地であり、風車による超低周波被害が大きくなる可能性があり、米沢市民の健康を守る上でも、風力発電は推進すべきではないと思う。また、その超低周波被害は人間よりも、動物の方が影響を受けるといふ。クマやイノシシ、サルなどの市街地への出没にも影響があるのではないか。	ご意見を踏まえ、栗子山の風力発電については、導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。 低周波等の健康被害につきましては、環境省のガイドラインに基づき適切に対処いただくことを前提としています。	有
25	第3章 4(2)②	19	「太陽光発電設備は、建物の屋根上への導入を基本とし」とあるが、現在、日本政府は次世代の太陽電池技術「ペロブスカイト太陽光発電」に力を入れていくとしており、それを導入していくのが良いのではないのでしょうか。今ある太陽光パネルは、ほとんどが中国製であり、廃棄の際のリサイクル法も確立されておらず、多くの問題があると思います。「ペロブスカイト太陽光発電」は軽量、薄型で柔軟性もあり、建物の壁面などにも設置可能です。こちらを導入していくよう、方向転換すべきではないのでしょうか。中国製太陽光パネルの在庫処分に加担することなく、自国の最新技術を後押しするようすべきではないのでしょうか。	ペロブスカイト太陽光発電については、耐久性等の課題はあるものの、次世代の太陽光発電設備として注目されています。本市としましても調査研究に努め、本格的に量産化された際の導入方針について検討していきます。	無
26	第3章 5(1)	21	キャンングローバル戦略研究所 杉山大志研究主幹がエネルギーフォーラム(2024年2月9日)において日本が2050年脱炭素を達成しても気温低下は0.006℃という試算を発表し話題になりました。つまり日本国や自治体が50年に脱炭素を達成しても地球の気温にも降水量にも事実上影響は皆無だということです。米沢市はゼロカーボンシティ宣言している以上脱炭素に取り組まなければならないことは理解出来ますが、必ず方針の見直し、再検討が世界レベルで行われることが予想されます。米沢市のかげがえのない自然、環境を犠牲にしてまで再エネ設備建設に邁進し、将来世代に負の遺産を残さないよう冷静な対応をされるよう市政にお願いいたします。	国が目指す2050年カーボンニュートラルに関しましては、各自治体の着実な取組が必要不可欠です。地球温暖化を止めることは目的の一つではありますが、本市は、経済活性化や雇用創出、市民の暮らしやすさの向上、未利用資源の有効活用及び地産地消、非常時のエネルギー確保などといった地域課題を同時に解決することも目指しています。	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
27	第3章 6	24～ 32	ゾーニングについては、例えば風力ゾーニングの水色導入可能エリアをみると、山や奥山の高いところが示されています。ここに大きな風車の建設が始まり、運用されたら、建設時も運用時もクマなどの野生動物の生活圏は変わることが考えられます。緩衝地帯を設けてすみわけしましょうという考え方と両立するかどうか心配です。山を持って自然観察をしていらっしゃる市内の方は、冬にはなるべく山に入らないであげると教えてくださいました。夏の間少しお邪魔させてもらったから冬ぐらいウサギなどが心配なく走り回れるように、という考えだそうです。利活用や経済活動はあるでしょうが、環境を保全する米沢市ですから、この計画によって、多様性が増し、人も野生動物もウエルビーイング高いですよとなるように、世界と未来へのお手本となってほしいと期待しています。	導入の際には、住民との合意形成が不可欠となりますので、本市としては、野生動物とのすみわけなど住民が抱える懸念について適切に対処されている事業であることを確認し、状況に応じ事業者への指導及び助言に努めます。	無
28	第3章 6(3)	25	<p>名称を次のように変更してはどうか。</p> <p>計画案の①保全エリア、②調整エリア、③導入可能エリアを、①環境保全エリア（環境保全を優先・無条件で再エネ施設をつくらせない）、②再エネ建設要確認エリア（再エネ施設の建設に関して、生態系や地質、景観、住民への説明など、しっかり確認する必要があるエリア）、③不適エリア（土砂災害・景観・市民の反対意見など様々な理由で設置が不適）とし、基本的に、促進エリア（再エネの促進可能）は設定しない。</p> <p>理由1) 「促進エリア」としてしまうと、無条件で事業を行ってもよい場所という認識になってしまう恐れがある。</p> <p>理由2) 「促進エリア」となった場所で、後から問題のあるエリアだった事が判明する事も想定される。万が一、後から問題があるエリアと判明した場合、設定した米沢市は責任がとれるのでしょうか。米沢市が責任を持たない場合は、責任の所在はどこにあるのでしょうか。その点を明確にする必要があると思います。</p> <p>再エネ建設要確認エリアについて・事業前に環境影響評価を行う事。・開発する予定地となった場合、本当に開発してもよいのか、周辺住民に説明会を開く事とする。（地元住民だけでなく、希望者全てが説明会に参加できる様にする。）・上記説明会を開く際は、メリットだけでなく、デメリットもきちんと説明すること。・生態系や生活環境に関しては、事業者側でない、利害関係のない第三者から意見を聞くこと。</p> <p>保全推奨エリア 「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省）をはじめ、経済産業省や国土交通省、NEDO が公表しているガイドライン・技術</p>	<p>昨年度開催した市民向け説明会にて、「促進」という言葉を使用してほしくないというご意見をいただいたことから、従前の「促進エリア」から「導入可能エリア」に変更した経緯があります。その他のエリア名称につきましては、他自治体の状況を踏まえ定められたものになります。</p> <p>本ゾーニングマップは環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して作成したものであり、2年以内に実行計画の反映と促進区域（本市の場合は導入可能エリア）の設定が要件となっています。</p>	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			指針等により保全することが推奨されている又は環境影響が懸念される等により保全することが推奨されるエリア		
29	第3章 6(3)③	26	<p>【長文のため要約】 (表3-18に関して)</p> <p>【第一種農地、甲種農地の説明省略】 第一種農地、甲種農地は、これからの食料事情を支えていく為には、本当に大切なエリアであり、農地は、農地として守っていく事が重要だと考えます。「営農型太陽光発電」を目指しているかと思うが、農地として大切な場所に、再エネ施設の「調整エリア」を設ける事は、以下の様なデメリットも考えられます。</p> <p>①通常より高い位置に架台を設置するため費用が上乘せされる。 ②架台が高いため、パネル清掃などのメンテナンス時には足場を組んでの高所作業になり、費用がかかる。 ③メンテナンスや点検用の通路を確保したり、作物に日が当たるよう間隔を空けてパネルを設置したりすることも必要となってくる。 ④同じ面積であっても、発電効率が落ちる。 ⑤トラクターなど農機具の稼働範囲が変わる為、農機具を買い替える必要が発生することもある。 ⑥太陽光パネルが災害等で破損した場合、農作物に影響が出る。 こういったデメリットもしっかり説明すべきです。農地は農地として、大切に扱っていく事を希望します。</p> <p>地域森林計画対象森林は、森林法(第5条)に基づき、都道府県知事が民有林の計画的な整備・保全・管理を行うために指定した森林です。主な目的は、無秩序な開発や伐採を防ぎ、水源涵養や災害防止、木材の安定供給といった森林の多面的機能を持続的に発揮させるためです。米沢市は、山形県の上流部・水源となる市です。水源涵養に関しては、他の市町村より責任は重大であり、そういった自覚を持って頂きたいと願います。また、森林には土砂災害を防ぐといった災害防止の側面、様々な生き物の命を支える住処、といった大切な面がある事も忘れてはいけません。「許可を得られれば、解除できる。」、「全国的に当該エリアへの太陽光発電施設の導入の事例もある。」といった理由で、安易に解除をすすめる様な「調整エリア」にする事に疑問を感じます。</p>	<p>農地を農地として活用できれば最善とは考えますが、昨今の担い手不足等により未利用農地等が増加している現状です。農業振興地域及び地域森林計画対象民有林につきましては、他自治体の状況や導入事例も踏まえ、調整エリアに設定しました。</p> <p>調整エリアであっても、適切な環境配慮措置は必要となりますので、関係機関及び住民との合意形成を図り、地域共生型の再エネ導入を推進していきたいと考えています。営農型太陽光発電につきましては、ご意見いただいたデメリットもありますが、メリットも多々ありますので、総合的に勘案し、個別案件を調整したいと考えています。</p>	無
30	第3章 6(3)③	26	<p>「地域森林計画対象森林の民有林は市内に広域に分布しており、全国的に当該エリアへの太陽光発電施設の導入の事例もあることから、一律に保全エリアとはせず、調整エリアに位置づけしました」とあるが、「5条森林」とも呼ばれる重要な森林区域であり、保全エリアにすべきではないでしょうか。全国的に事例があるとの理由で、保全しないとは自然保護の観点から、理解出来ません。米沢市</p>	<p>地域森林計画対象民有林につきましては、他自治体の状況や導入事例も踏まえ、調整エリアに設定しました。</p>	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			として優先すべきは、開発よりも二酸化炭素を吸収してくれる森林の保護だと思 います。クマの住処を確保する上でも重要かと思ひます。	調整エリアであっても、適切な環境配慮措置は必要 となりますので、関係機関及び住民との合意形成を図 り、地域共生型の再エネ導入を推進していきます。	
31	第3章 6(3)③	26	太陽光のポテンシャルがないとされていたエリアまで「調整エリア」にして いる事に疑問を覚えます。ポテンシャルが無いエリアは、そもそもポテンシャルが ない訳ですので、それを「調整エリア」にしてしまう（ポテンシャルがある事に してしまっている）という事には、どんな意味があるのでしょうか。あとは、事 業者の自由・責任についての設置となるのでしょうか、米沢市として一種の「ご まかし」を行っている事にならないでしょうか。ポテンシャルのないエリアは、 ポテンシャルのないエリアとしてゾーニングマップに表記すべきで、米沢市の責 任・資質が問われるかと思ひます。	本ゾーニングマップは、国・山形県基準に基づき保 全エリア、調整エリアを指定した上で、導入可能エリ アを示すものになります。そのため、農業振興地域及 び地域森林計画対象民有林はポテンシャルのないエリ アも含め調整エリアとして設定しています。	無
32	第3章 6(3)	27～ 28	再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺住民をはじめとした地域の理解が 必須となってきます。また、調整エリアであっても景観を重視すべきエリアであ ったり、例えば水資源の維持・保全の観点から開発を忌避すべきエリア等がある ことも想定されます。そうした考慮すべき事項を住民、事業者が理解した上で積 極的に再生可能エネルギーの開発調整が調整エリアでは促進されるような仕組 みの必要性を感じます。	ご意見のとおり、地域の理解は必要不可欠です。本 計画は住民、事業者双方に再生可能エネルギーに関す る理解を深めていただく目的もありますので、本市と しましても周知に努めていきます。 住民と事業者の調整の仕組みとしては、県条例があ りますので、その見直しの動向を注視するとともに、 必要に応じて県に対して意見を述べながら、市条例の 制定についても必要性を含めて検討していきます。	無
33	第3章 6(3)	27～ 28	ゾーニングマップの「その他」に関して、明確に「ポテンシャルの無いエリア」 と記載して下さい。注釈文の様な形で結構ですので宜しくお願い致します。「そ の他」だけでは、どんな意味なのか全く分からないと思ひます。	ご意見のとおり、「保全エリア及び調整エリアに該 当せず、かつ再エネポテンシャルがないエリア」とし て解説を付け加えます。	有
34	第3章 6(4)～ (7)	29～ 32	①陸上風力発電・太陽光発電（土地系）ともに、機器の耐用年数、メンテナン ス体制の不明瞭、耐用年数経過後の機器の廃棄処理方法等、不備が多いと思ひま す。パネルや架台が壊れた時、設置業者が県外の場合、現地対応が不十分となっ てしまうのではないかと、非常に心配。 ②温室効果ガス・排出量ゼロの取組みは理解しているが、地球温暖化・気候変 動に対する取組みが見える形の計画となっていない様に感じられます。 ③行政として、メンテナンスは2回/月毎。責任の所在の明確化をすべきと考 えます。家庭用浄化槽などの法定点検制度が必要と思ひます。例えば、細則規定 化をするとか考えて頂きたい。	①パネルや架台破損時の対応については、事業者の 責任において対処することになります。県条例に基づ く事業計画の確認の際に、そうした対応ができる事業 者であることを確認していきたいと考えています。 ②地球温暖化及び気候変動自体が見えにくい問題で あると考えており、市民がイメージをつかみやすくな るよう広報周知に努めていきます。 ③法定点検を独自に設けることは想定していません が、事業計画に従って適切な保守点検及び維持管理を 行うことを事業者に求めていきます。	無
35	第3章 6(6)	30	風力発電について、イヌワシをはじめとする希少猛禽類の保全を考えるなら、 「留意事項」をもって進めるのでも「影響を回避・低減」するのでもなく、この エリアに風力発電施設を建設するのを認めない事を求めます。また、希少猛禽類	希少猛禽類につきましては、マップに示すことが困 難であることから留意事項を定めています。	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			<p>がいる認識がありながら、風力発電建設を進めようとする事業者がいるのなら、米沢市として、建設中止を求める様にして頂きたいです。米沢市は、米沢市まちづくり総合計画の中で「ネイチャーポジティブ」を盛り込む事になったと思います。実効性のある対応を求めます。</p> <p>【参考資料省略】</p>	<p>建設中止の判断については、希少猛禽類の保全の観点のほか、住民合意や地域裨益、災害及び公害の危険性等、総合的に検討する必要があります。イヌワシ等希少猛禽類の行動圏やその周辺で事業を実施する場合には、希少猛禽類への影響を回避し、または極力低減するという観点を重視し、対応策を講じるよう求めます。</p>	
36	第3章 6(6)	31	<p>希少植物・希少昆虫の生息域に再エネ施設の建設は、そもそも避けるべきです。「土地改変に伴う生息域への影響等に十分に配慮」とは、どんな配慮なのか。植物や昆虫にとって、土地改変そのものが悪影響を及ぼすものであり「十分に配慮」の内容は具体的な記載がない為、全く分かりかねます。希少植物・希少昆虫に限った事ではありませんが、希少な生き物の生息域に再エネ施設の建設は行わない事が重要であると思います。また、希少な生き物がいるエリアは「保全エリア」にするべきです。</p> <p>◆陸上風力発電について</p> <p>栗子山風力発電は、米沢市民から理解が得られなかった・計画地の近辺がイヌワシの営巣地である可能性が高かった、という生息環境保全の必要性等の理由から事業が中止となりました。それにも関わらず、このエリアは「保全エリア」にはなっていません。取り止めに至った経緯や様々な意見を精査した上で、「環境影響調査」を適切に実施すること。とあります。「環境影響調査」は、事業者が行う調査です。これが「適切」と判断されれば、これほど問題のあったエリアにも関わらず、事業を実施して良いという事でしょうか。このエリアは「保全エリア」にしてください。過去の経緯を踏まえ、再エネ施設が建設されないエリアにする事。米沢市の英断を強く望みます。</p>	<p>希少植物・希少昆虫については、県の考慮対象事項に基づき、事業実施に先立ち必要な調査を実施することと、レッドリスト掲載種の繁殖地や生息地を原則として事業区域に含めないようにすることを求めています。</p> <p>ご意見を踏まえ、栗子山については、導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p>	有
37	第3章 6(7)	32	<p>WIN WINの関係構築を前提に制度の見直しをお願い致します。</p> <p>太陽光パネルの国内産使用（パナソニック等）、地元建設業者の使用</p> <p>本件は、国会でも議論されていますが、中国メーカーが価格・製品性能でも優位の中、国内メーカー使用、サプライチェーンの構築が、鍵となってくると思います。</p> <p>誰の利益の為の設置なのか、少なくとも地元の雇用の創出を生める体制づくり、意識改革が必要ではないかと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、地域における雇用創出は重要な論点と考えます。サプライチェーンの構築については、現在本市で進めている脱炭素先行地域づくり事業において、共同提案者と協議を行っています。国内メーカー使用につきましては、国の動向を注視したいと思います。</p>	無
38	第3章 6(7)	32	<p>(一部、固有名詞を修正しています)</p> <p>米沢地区、豪雪地帯に太陽光パネルを置く意味。</p> <p>昨今話題となっている、近隣自治体のメガソーラーのように雪の重みで崩壊、雪に覆われたパネルはただの板と化してしまうのではないかと、心配です。雪解け</p>	<p>豪雪地帯であることから発電量は全国平均と比較して下がりますが、発電自体がなくなるものではありません。冬季間及び雪解け期間の保守体制については、</p>	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			の水分が機器を腐食させていくのではないか。豪雪地帯における機器の保守体制をしっかりとやって頂きたいと考えます。	事業計画に基づき適切に対応するよう事業者に求めます。	
39	ゾーニングマップ	-	<p>ゾーニングマップについて</p> <p>太陽光発電の導入可能エリアに河川敷がマッピングされているが、環境省のREPOSでも河川敷は不適地とされているのではないか。河川敷は氾濫原で、現実にも洪水の際に冠水しており不適です。</p> <p>風力発電は、REPOSをなぞっているように見えるが、例えば、斜平山などは市民の散歩・ジョギングコースになっており、他県で発生したような羽根の落下による人的被害の発生が容易に想定されるし、大荒沢周辺についても林道が崩落していることや猛禽類(クマタカなど)の存在可能性など無視してマッピングしているようです。環境省には分からない現地の問題があり、米沢市として具体的な現地の状況をもっと緻密に検討してマッピングしてほしい。</p> <p>先だって計画が白紙撤回された栗子山周辺についても猛禽類と風力発電の問題があり、環境基本計画案ではそのことが言及されているが、ゾーニングマップでは検討不十分のままマッピングしていると見受けられるので再検討願います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、太陽光発電については、地域森林計画対象森林を調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、栗子山、斜平山を導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p> <p>河川敷については、太陽光発電及び風力発電、ともに保全エリアに変更します。</p> <p>大荒沢のような特別な地域事情の課題については、事業者と協議し、措置を講じることで合意形成を進めていただきたいと思います。</p>	有
40	ゾーニングマップ	-	<p>①洪水などのリスクがある河川敷において、太陽光発電導入可能エリアがあるのは、何かの間違いでしょうか。保全エリアにするべきだと思います。最上川の上流でもあり、これは米沢市の責任だと思います。</p> <p>②陸上風力発電設備は米沢市においては、これ以上導入すべきでないと思います。(栗子山風力発電事業の中止も、イヌワシ等の希少猛禽類の生息地であるとの理由からです。米沢市の豊かな自然を守るべきです)</p> <p>③吾妻山麓放牧場周辺は、R2年山形県風力発電風況実態調査にて「振動等による牛へのストレスが懸念されるため除外するように」と米沢市が依頼していた場所です。それが、何故今回、導入可能エリアになっているのでしょうか。米沢牛に力を入れているはずの米沢市の見解が、何故変わったのでしょうか。保全エリアにするべきだと思います。</p>	<p>①ご意見を踏まえ、河川敷の太陽光発電については、保全エリアに変更します。</p> <p>②陸上風力発電については、希少猛禽類の保全の観点のほか、住民合意や地域裨益、災害及び公害の危険性等、総合的に検討する必要があります。イヌワシ等希少猛禽類の行動圏やその周辺で事業を実施する場合には、希少猛禽類への影響を回避し、または極力低減するという観点を重視し、対応策を講じるよう求めます。</p> <p>③ご意見を踏まえ、吾妻山麓放牧場を含む吾妻山の風力発電については、導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p>	有
41	ゾーニングマップ	-	<p>【長文のため一部省略】</p> <p>イヌワシ・クマタカのセンシティブティマップです。米沢市の再エネゾーニングマップを作成するにあたり、是非取り入れてください。イヌワシ・クマタカの行動を守って下さい。それは、米沢市としての大きな使命です。</p> <p>【図省略】</p> <p>センシティブティマップは、法的拘束力はありません。しかし、環境省が定めた重要鳥類が生息する中で、そういった生息地の中での事業に関しては極力配慮していただきたいという国からのメッセージです。風力発事業者に対して、セン</p>	<p>センシティブティマップにつきましては、承知しているところですが、ゾーニングマップを補完するものとして、配慮事項の中で、希少猛禽類への措置を講じるよう求めています。</p> <p>ネイチャーポジティブについては、本市としても重要な論点と考えており、ゾーニングマップは国が掲げる30by30(サーティ・バイ・サーティ)の目標を勘案</p>	無

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			<p>シティビティマップ作成に携わった専門家からの意見を以下に紹介致します。環境影響評価審査会において、専門家は、どんなに再エネ事業に反対であっても「反対」と表立って言う事は法律で禁止されています。そんな中でも、なぜ「シティビティマップ」が重要なのか、訴えています。(仮称)クリーンエネルギー会津若松風力発電事業環境影響評価準備書に対する令和5年度第3回福島県環境影響評価審査会議事概要(令和6年1月12日開催)の議事録より抜粋 https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/615749.pdf 【審査会委員・専門委員の意見省略】 ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。 環境省HP www.env.go.jp/guide/info/ecojin/eye/20240214.html ※本件、米沢市には提出しておりますが、再読頂きたく提出申し上げます。</p>	<p>して、市全体の面積の30%以上を保全エリアとして確保することを視野に入れて作成しました。</p>	
42	ゾーニングマップ	-	<p>◆米沢市のゾーニングマップに関する提案◆ 再エネゾーニングマップ作成にあたり、以下の事をお願いしたい。 ①再エネゾーニングマップを、再エネ建設の免罪符とにならない様お願いしたい。再エネの導入可能エリア＝「事業を行っていい場所」とはしないで下さい。 ②保全エリアと調整エリア・導入促進エリアの間に十分な範囲の緩衝エリアを設けてください。保全エリアのすぐわきが開発されても困るので必ずある一定の緩衝地帯を設けてほしい。 ③各種の専門ワーキングは、設置してほしい。動物(クマやカモシカ等)、鳥類、魚類、昆虫類、植物類、地質関係、河川関係、景観関係、文化財関係など、ゾーニング設定前、設定後も検討する様なワーキンググループを設けてほしい。その際は、利害関係のない方々の選定が望ましい。 ④シティビティマップにてイヌワシ・クマタカの行動を守る様をお願いしたい。 ⑤規制の有無だけでなく、地域住民の意見にも耳を傾け、計画している事業が生態系・地質などその土地の環境を損なわない事を判断する必要があります。</p>	<p>①環境に適切に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再生可能エネルギー導入に努めていきます。 ②緩衝エリア設定につきましては、他自治体の状況を踏まえながら今後研究していきます。 ③専門ワーキング設置につきましては、他自治体の状況を踏まえながら今後研究していきます。 ④シティビティマップの活用につきましては、環境省からの助言及び他自治体の状況も踏まえ今後検討していきます。 ⑤地域住民の意見に耳を傾ける姿勢こそが合意形成を行う上で重要と考えますので、事業者に要請していきたいと思っております。</p>	無
43	ゾーニングマップ	-	<p>米沢市にとって自然環境・景観・歴史的価値・市民の憩いの場等々、米沢市が誇りとし、大切にしたい、守りたいとする場所があります。その場所は、時に法律での縛りはないかもしれませんが。しかしながら、そういった米沢市民の魂の拠り所となるところ、自然環境を次世代に残していかなくていけないところは、堂々と「保全エリア」とするべきです。また、常識的に危険と思われる場所(例えば河川敷)も「保全エリア」にするべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、河川敷については、太陽光発電及び風力発電、ともに保全エリアに変更します。 吾妻山麓放牧場を含む吾妻山の風力発電については、導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p>	有

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			米沢市はかつて、平成30年6月の山形県風力発電風況等実態調査の際、吾妻山麓放牧場の近接する米沢市（大小屋）が、風力発電の候補地に挙げられた際、除外申請をされました。法的な縛りは無くとも「米沢牛」への影響懸念があった為です。そういった「自分事」としての目線を、今回も持って頂きたいと願っております。この「自分事目線」は、行政の上でも非常に大事な判断材料になると、法的知識のない一般市民は考えております。米沢市のご英断に期待致します。		
44	ゾーニングマップ	図郭02	<p>【長文のため資料等と文章の一部を省略】</p> <p>最上川や鬼面川沿いに太陽光「導入可能エリア」があります。河川敷に太陽光「導入可能エリア」を設ける事は以下の理由から反対致します。河川敷は、水害のリスクがある事から「保全エリア」にすることを求めます。</p> <p>①国土地理院の「重ねるハザードマップ」によれば太陽光の「導入可能エリア」、太陽光・風力の「調整エリア」とも洪水のリスクが指摘されています。また、「米沢市のハザードマップ」においても、河川敷は「バッファゾーン」（河川敷などの冠水する可能性が高いエリア）となっています。このエリアに限りませんが、再エネゾーニングマップで「導入可能エリア」にするという事は、米沢市として「推奨しているエリア」と捉えられます。河川敷の「導入可能エリア」に太陽光施設を設けるとすれば、建設をする事業主の責任だとしても、一般人からみれば、米沢市にも責任があると考えます。</p> <p>【添付資料は省略】</p> <p>②米沢市は、山形県の上流部に位置します。太陽光の施設が洪水で破損した場合、太陽光パネルから有害物質が流れ出す危険があります。米沢市は、上流部を預かる身としての責任・立場を自覚するべきです。</p> <p>③最上川沿いですが、「県指定鳥獣保護区」（白鳥飛来地）がすぐ近くにあり、このエリアはコハクチョウだけでなくカモ類、それをねらって猛禽類も飛来、夏冬の渡り鳥も飛来する貴重なエリアです。ハクチョウの飛来を楽しみにする市民やカメラマンも多く、その近くに太陽光パネルが出来るとすれば、景観や自然環境にも影響する懸念があります。太陽光のパネルは、反射光も問題になっています。反射光の影響は、野鳥にとっての様な影響が指摘されています。</p> <p>【資料省略、参考 URL 記載】</p> <p>https://assess.env.go.jp/files/0_db/contents/4641_13/mat_4_3_1.pdf</p> <p>④米沢市の「ハザードマップ」「重ねるハザードマップ」を見る限り、米沢市北部の太陽光・風力発電「調整エリア」の大半で、洪水が起った場合、水害に見舞われる可能性のある事が分かります。</p> <p>【図省略】</p>	ご意見を踏まえ、河川敷については、太陽光発電及び風力発電、ともに保全エリアに変更します。	有

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			「調整エリア」にする事に問題はないのでしょうか。		
45	ゾーニングマップ	図郭05	<p>小野川スキー場の周辺が風力発電「導入可能エリア」太陽光「調整エリア」になっています。(斜平山のエリア)多くの市民が利用する施設の周辺に再エネ施設が出来る事は避けるべきで「保全エリア」にするべきです。</p> <p>図郭05に限った事ではありませんが「土砂災害警戒区域等」「太陽光の調整エリア」「河川および河川周辺(洪水の被害を起こす可能性あり)」が混在しています。「土砂災害警戒区域等」も机上のシミュレーションであり、昨今の豪雨災害を考えると被害は大きくなる可能性があります。</p> <p>こういった場所は、エリアを精査する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、太陽光発電については、地域森林計画対象森林を調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、斜平山を導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p> <p>河川敷については、太陽光発電及び風力発電、ともに保全エリアに変更します。</p>	有
46	ゾーニングマップ	図郭06	<p>①市立病院・三友堂病院の近くのサッカー場が、太陽光の「導入可能エリア」となっています。この場所は、サッカー場であると共に「川中島合戦」の場所でもあり、洪水が起きた場合、被害が出る恐れのある箇所です。スポーツ施設、観光、災害の観点から考えても太陽光の「導入可能エリア」から外すべきです。このエリアに限らず河川敷は水害などの事も考えれば「保全エリア」にするべきです。また「米沢市のハザードマップ」においても「バッファゾーン」(河川敷などの冠水する可能性が高いエリア)になっている様です。</p> <p>【別紙省略】</p> <p>羽黒川河川敷にも太陽光の「導入可能エリア」がありますが、こちらも同様です。</p> <p>②斜平山の大森山公園・笹野浄水場の近くに風力発電の「導入可能エリア」太陽光の「調整可能エリア」があります。大森山公園は、子供たちの遊び場、市民のレクリエーション・憩いの場です。また、笹野浄水場は米沢市のみならず、南陽市・高畠町・川西町に水道水を供給しております。再エネ施設の建設には、大きな土地の改変が伴う為、風力発電施設の場合、風車の騒音や、風車の影(シャドーフリッカー)が問題となると考えます。こういった大切なエリアの近くに、再エネ施設ができる事はあってはならないですし、「保全エリア」にするべきと考えます。</p>	<p>①ご意見を踏まえ、河川敷については、太陽光発電及び風力発電、ともに保全エリアに変更します。</p> <p>②大森山公園及び笹野浄水場につきましては、当該施設を斜平山の位置づけとし、地域森林計画対象森林を太陽光発電の調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p>	有
47	ゾーニングマップ	図郭05, 10	<p>綱木川ダムの周辺が、風力発電の「導入可能エリア」・太陽光の「調整エリア」になっています。綱木川ダムは、置賜地方の水がめ(水源)です。風力発電建設の為には、作業道建設や樹木伐採を伴う為、大幅な土地の改変が行われます。土砂災害の懸念もあり、綱木川ダムは、その影響を受ける恐れがあります。水源地周辺は「保全エリア」にするべきです。</p> <p>鬼面川貯水池(築沢ダム)周辺に風力発電の「導入可能エリア」があります。農業用水を主としたダムで、再エネ施設が出来ることによる影響(工事や土砂災害)が懸念されます。</p>	<p>大幅な土地の改変を伴う大規模計画については市としても推奨できないと考えますが、環境に配慮した小規模小範囲の地域共生型の再エネ計画であれば導入可能な場合もあると想定しています。</p> <p>よって、風力発電の想定規模につきましては、1基あたり4MWから2MWに見直します。</p> <p>なお、ゾーニングマップ作成にあたって、市内の表層地質の机上調査は本市で実施したところですが、詳</p>	有

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			<p>戸倉山の西側が風力発電の「導入可能エリア」になっていますが、大変傾斜がきつい山で、とても再エネ施設が建てられるとは思えません。</p> <p>他にも傾斜のある山が候補地として挙がっています。再エネゾーニングマップ作成にあたり、土地の形状や地質なども考慮すべきかと存じます。安全に再エネ施設が建設できない箇所は「保全エリア」とすべきです。</p>	<p>細調査については事業者の責任で実施するべきものと考えます。</p>	
48	ゾーニングマップ	図郭05, 06, 11	<p>斜平山が風力発電の「導入可能エリア」・太陽光の「調整エリア」になっています。以下の理由から「保全エリア」にするべきです。斜平山は、米沢市民にとってはシンボリックな山です。自然環境・景観・歴史的価値・市民の憩いの場等々、米沢市が誇りとし、大切にしたい、守るべき場所です。</p> <p>①上杉鷹山公が雨ごいの儀式をおこなったなど米沢市にとって歴史的な価値のある山です。</p> <p>②愛宕の火祭りや民衆登山、カンカン渡りなど、米沢市民に馴染みの行事も行われます。</p> <p>③自然が豊かであり、植生で、約 500 種類にも及ぶ植物が自生する山でもあります。</p> <p>④やまがた百名山にも選定されています。 https://yamagatayama.com/hyakumeizan/no-099/ やまがた山(山形県環境エネルギー部みどり自然課 HP)</p> <p>⑤米沢市のあらゆる場所から山容を確認する事ができ、景観も素晴らしく、米沢市として誇れる山です。そこに再エネ施設ができるという事は、景観上も問題があります。</p> <p>⑥再エネ施設が出来るという事は、大幅な土地の改変を意味します。例えば、風力発電の建設の場合、山の上にブレードを持ち上げる為に道を切り開く必要が出てきます。太陽光も風力発電も稼働年数は 20 年と言われています。先人が脈々と守り続け、次世代に引き継ぐべき米沢市の財産を、たった 20 年の為に破壊する事があってはなりません。</p>	<p>ご意見を踏まえ、太陽光発電については、地域森林計画対象森林を調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、斜平山を導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p>	有
49	ゾーニングマップ	図郭07, 12	<p>水窪ダム周辺が風力発電の「導入可能エリア」・太陽光の「調整エリア」になっています。以下の理由から水窪ダム周辺を「保全エリア」にする事を求めます。</p> <p>①水窪ダムは、置賜地方の水がめ(水源)です。水窪ダム周辺風力発電・太陽光の建設の為に、作業道建設や樹木伐採を伴う為、大幅な土地の改変が行われます。土砂災害の懸念もあり、水ダムは、その影響を受ける恐れがあります。水窪ダムの様な水源地周辺は「保全エリア」にするべきです。</p> <p>②水窪ダムは、釣り客やダムを見学する方などの小さな観光エリアになっています。</p> <p>③水窪ダムは、特に冬季のカモ類の飛来地でもあります。</p>	<p>水窪ダム周辺につきましては、大幅な土地の改変を伴う大規模計画については市としても推奨できないと考えますが、環境に配慮した小規模小範囲の地域共生型の再エネ計画であれば導入可能な場合もあると想定しています。</p> <p>よって、風力発電の想定規模につきましては、1基あたり4MW から2MW に見直します。</p>	有

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
			④再エネ施設が出来る事は、景観や生態系への影響が懸念されます。		
50	ゾーニングマップ	図郭07	<p>天王川沿い米沢八幡原工業団地には、太陽光「導入可能エリア」がありますが、洪水の場合浸水の危険がある様です。</p> <p>万世地区の梓山から東方面ですが、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等がある箇所を縫う様に調整エリアがあります。</p> <p>図郭07に限った事ではありませんが「土砂災害警戒区域等」「太陽光の調整エリア」「河川および河川周辺（洪水の被害を起こす可能性あり）」が混在しています。「土砂災害警戒区域等」も机上のシミュレーションであり、昨今の豪雨災害を考えると被害は大きくなる可能性があります。</p> <p>こういった場所は、エリアを精査する必要があるのではないのでしょうか。（天王川は、米沢市のハザードマップNo.12によれば河岸浸食のエリアになっています）</p> <p>【別紙省略】</p>	八幡原工業団地につきましては、既に企業が立地している状況ですので、浸水対策を適切に講じていただければ、太陽光発電導入を妨げるものではないと考えます。	無
51	ゾーニングマップ	図郭09	<p>風力発電の「促進可能エリア」、太陽光の「調整エリア」です。このエリアは、等高線が混んでいて、沢もあちこちに走っています。再エネ施設を建設するには向いているとは思えないエリアです。このエリアは一例でしかありませんが、地形や地質を考慮して再エネ施設に向いていないエリアは、「保全エリア」にするべきではないのでしょうか。</p>	ゾーニングマップ作成にあたって、市内の表層地質の机上調査は本市で実施したところですが、詳細調査については事業者の責任で実施するべきものと考えます。	無
52	ゾーニングマップ	図郭11	<p>斜平山の西向沼周辺が風力発電の「導入可能エリア」太陽光の「調整可能エリア」があります。西向沼は、個人所有の土地ですが、市民の森です。また、貴重な生き物の宝庫でもあります。</p> <p>【別紙省略】</p> <p>次世代につなぐべき大切なエリアの近くに、再エネ施設ができる事はあってはならないですし、「保全エリア」にすべきと考えます。</p>	西向沼につきましては、斜平山の位置づけとし、地域森林計画対象森林を太陽光発電の調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。	有
53	ゾーニングマップ	図郭12,17	<p>吾妻山麓放牧場が風力と太陽光の「調整エリア」になっています。米沢牛の放牧場ですので、ブランド価値を大切にしなければなりませんので再エネ施設が建つ可能性がある事はあってはなりません。この場所は「保全エリア」するべきです。また、吾妻山麓放牧場の周辺が、風力発電の「導入可能エリア」になっています。米沢市は、平成30年6月の山形県風力発電風況等実調査において米沢市（大小屋）を「近接する山麓放牧場で、振動等による牛へのストレスが懸念されるため」という理由から除外申請を行っています。</p> <p>【別紙省略】</p> <p>にも拘わらず、米沢市自ら大小屋地区を風力発電の「導入可能エリア」にする事は適切なのでしょうか。米沢牛のブランドを守っていく為にも、吾妻山麓放牧場の周辺が、風力発電の「導入可能エリア」は「保全エリア」にするべきです。</p>	吾妻山麓放牧場を含む吾妻山の風力発電については、導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。	有

番号	項目章、編	頁	意見の内容	回答	修正の有無
54	ゾーニングマップ	図郭 13	<p>イヌワシの営巣が近隣にあると推測され、2024年に計画が中止となった、栗子山風力発電施設の建設予定地が風力発電の「導入可能エリア」、太陽光の「調整エリア」となっております。このエリアに関しては「配慮事項に入れる」との事でしたが、一般市民にはそれを確認する術もなく、事業者がそれを判断できるかの指標も分かりません。栗子山風力発電建設予定地に関して、イヌワシの行動圏である事を明かす必要は全くありませんが、イヌワシの行動圏は100kmとされ、本建設予定地から100km² (10kmx10km)を「保全エリア」にできるのではないのでしょうか。(数字は「日本イヌワシ研究会山形地区2024」から参照) 特別鳥獣保護区などの拘束のないエリアではありますが、過去の経緯から申し上げて検討可能だと考えております。御考慮・再考の程、宜しくお願い致します。</p> <p>栗子山風力発電が、米沢市民に受け入れられなかった理由の1つは、「住民への説明不足」とされていますが、では、市民は何を懸念したのでしょうか。①イヌワシ、クマタカといった希少種が生息する貴重な生態系や自然環境破壊の影響。②土地の大幅な改変による土砂災害への懸念。③冬季のメンテナンスに対する不安。(事業者は、標高が1,000m以上の風力発電に関して未経験。風況観測塔も風況観測中に冬季倒壊した。)④開けた場所からであれば、10基全て風力発電施設が確認できる景観上の問題(米沢市の景観条例違反ではないか)⑤風力発電施設からの超低周波の影響・健康被害の懸念。⑥事業終了後の撤去方法など未定であった。(事業者へ確認)⑦栗子風発の作業道造成にあたり、景観法で米沢市に届出が必要な3000平方メートルを大幅に超えているにも関わらず、必要な届出が未提出。等、事業者の「住民への説明不足」は、勿論、問題です。しかし、米沢市には、今回の「市民の懸念」から学んで頂きたいと存じます。米沢市も栗子山風力発電に関して、事実を、把握していなかったところもありました。再エネに関する責任を事業者にばかり負わせるのではなく、自分事として、考えて頂く事をお願い致します。</p>	<p>イヌワシ等の希少猛禽類につきましては、マップに示すことが困難であることから留意事項を定めています。</p> <p>ご意見を踏まえ、栗子山の風力発電については、導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p>	有
55	ゾーニングマップ	図郭 16	<p>米沢市にとって歴史的景観でもある「兜山」の周辺が風力発電の「導入可能エリア」・太陽光の「調整エリア」になっています。以下の理由から「保全エリア」にすべきと考えます。</p> <p>①「兜山」は、直江兼続公が、町割り(都市計画)の基準にし、現代の城下町米沢の基盤を築いた山です。この様な歴史的な山に再エネ施設が出来る事は、あってはならない事です。</p> <p>②米沢市内からは、南北に切られた道路であれば、今でもその山容を確認する事ができます。天元台高原からも「兜山」は確認でき、観光や景観的にも問題があると考えます。</p> <p>③「兜山」は、やまがた百名山にも選定されています。</p>	<p>意見を踏まえ、太陽光発電については、地域森林計画対象森林を調整エリアから保全エリアに変更し、全ての山を保全エリアとします。風力発電については、兜山を導入可能エリア及び調整エリアから保全エリアに変更します。</p>	有

番号	項目 章、編	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
			<p>https://yamagatayama.com/hyakumeizan/no-099/ やまがた山(山形県環境エネルギー部みどり自然課 HP)</p> <p>④「兜山」は、標高が1,199mです。その周辺も1,000mもしくは1,000mに近い山々となっています。等高線も大変に込み合っており、また雪が深い事も予想されます。</p> <p>【表省略】</p> <p>「山形県再生可能エネルギー活用可能性調査報告書」の「風力発電導入に係る立地制約」は以下の様になっており、「兜山」ならびにその周辺の山々は、風力発電には向かないと思われます。</p> <p>【表省略】</p> <p>併せて、傾斜や雪の関係から太陽光の調整エリアにも向かないと思われます。</p> <p>【別紙：国土地理院の兜山周辺の地図・冬の兜山の写真省略】</p>		

パブリックコメントを踏まえた米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（案）の修正について

頁	修正前	修正後																																
15	<p>第3章 3 (3)</p> <p>表3-11 指標及び目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>進捗評価指標</th> <th>目標値 (2030年度)</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>再生可能エネルギー設備導入量(※1)</td> <td>57MW</td> <td>42.6MW (2022年度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>太陽光発電設備導入住宅戸数(※2)</td> <td>1,100戸</td> <td>997戸 (2022年度)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ごみ排出量(収集量+直接搬入量)</td> <td>23,805t(※3)以下</td> <td>26,141t (2021年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 経済産業省 資源エネルギー庁「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」より算出 ※2 経済産業省 資源エネルギー庁「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」より算出 ※3 2015年度及び2022年度のごみ排出量から推計される2030年度のごみ排出量</p>	No	進捗評価指標	目標値 (2030年度)	基準値	1	再生可能エネルギー設備導入量(※1)	57MW	42.6MW (2022年度)	2	太陽光発電設備導入住宅戸数(※2)	1,100戸	997戸 (2022年度)	3	ごみ排出量(収集量+直接搬入量)	23,805t(※3)以下	26,141t (2021年度)	<p>第3章 3 (3)</p> <p>表3-11 指標及び目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>進捗評価指標</th> <th>目標値 (2030年度)</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>再生可能エネルギー設備導入量(※1)</td> <td>57MW</td> <td>42.6MW (2022年度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>太陽光発電設備導入住宅戸数(※2)</td> <td>1,100戸</td> <td>997戸 (2022年度)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ごみ排出量(収集量+直接搬入量)</td> <td><u>21,850t</u>(※3)以下</td> <td><u>26,877t</u> (2021年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 経済産業省 資源エネルギー庁「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」より算出 ※2 経済産業省 資源エネルギー庁「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」より算出 ※3 <u>第4期米沢市ごみ処理基本計画より抜粋</u></p>	No	進捗評価指標	目標値 (2030年度)	基準値	1	再生可能エネルギー設備導入量(※1)	57MW	42.6MW (2022年度)	2	太陽光発電設備導入住宅戸数(※2)	1,100戸	997戸 (2022年度)	3	ごみ排出量(収集量+直接搬入量)	<u>21,850t</u> (※3)以下	<u>26,877t</u> (2021年度)
No	進捗評価指標	目標値 (2030年度)	基準値																															
1	再生可能エネルギー設備導入量(※1)	57MW	42.6MW (2022年度)																															
2	太陽光発電設備導入住宅戸数(※2)	1,100戸	997戸 (2022年度)																															
3	ごみ排出量(収集量+直接搬入量)	23,805t(※3)以下	26,141t (2021年度)																															
No	進捗評価指標	目標値 (2030年度)	基準値																															
1	再生可能エネルギー設備導入量(※1)	57MW	42.6MW (2022年度)																															
2	太陽光発電設備導入住宅戸数(※2)	1,100戸	997戸 (2022年度)																															
3	ごみ排出量(収集量+直接搬入量)	<u>21,850t</u> (※3)以下	<u>26,877t</u> (2021年度)																															

26	<p>第3章 6 (3) ③</p> <p>表3-18 山形県基準「除外区域(素案)」の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区域名</th> <th>関係法令等</th> <th>米沢市 エリア設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>河川区域 河川保全区域 河川予定地</td> <td>河川法</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区</td> <td>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>国宝・重要文化財、県・市町村が指定する有形文化財(建造物) 国・県・市町村が指定する史跡名勝天然記念物</td> <td>文化財保護法 山形県文化財保護条例 市町村が定める文化財保護条例</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>農用地区域内の農地 甲種農地 第1種農地</td> <td>農業振興地域の整備に関する法律農地法</td> <td>調整エリア</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>地域森林計画対象森林(太陽光発電設備のみ)</td> <td>森林法</td> <td>調整エリア</td> </tr> </tbody> </table>	No	区域名	関係法令等	米沢市 エリア設定	7	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	保全エリア	8	河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法	保全エリア	9	県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	保全エリア	10	国宝・重要文化財、県・市町村が指定する有形文化財(建造物) 国・県・市町村が指定する史跡名勝天然記念物	文化財保護法 山形県文化財保護条例 市町村が定める文化財保護条例	保全エリア	11	農用地区域内の農地 甲種農地 第1種農地	農業振興地域の整備に関する法律農地法	調整エリア	12	地域森林計画対象森林(太陽光発電設備のみ)	森林法	調整エリア	<p>第3章 6 (3) ③</p> <p>表3-18 山形県基準「除外区域(素案)」の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区域名</th> <th>関係法令等</th> <th>米沢市 エリア設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>河川区域 河川保全区域 河川予定地</td> <td>河川法</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区</td> <td>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>国宝・重要文化財、県・市町村が指定する有形文化財(建造物) 国・県・市町村が指定する史跡名勝天然記念物</td> <td>文化財保護法 山形県文化財保護条例 市町村が定める文化財保護条例</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>農用地区域内の農地 甲種農地及び第1種農地</td> <td>農業振興地域の整備に関する法律農地法</td> <td>調整エリア</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>地域森林計画対象森林(太陽光発電設備のみ)</td> <td>森林法</td> <td><u>保全エリア</u></td> </tr> </tbody> </table>	No	区域名	関係法令等	米沢市 エリア設定	7	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	保全エリア	8	河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法	保全エリア	9	県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	保全エリア	10	国宝・重要文化財、県・市町村が指定する有形文化財(建造物) 国・県・市町村が指定する史跡名勝天然記念物	文化財保護法 山形県文化財保護条例 市町村が定める文化財保護条例	保全エリア	11	農用地区域内の農地 甲種農地及び第1種農地	農業振興地域の整備に関する法律農地法	調整エリア	12	地域森林計画対象森林(太陽光発電設備のみ)	森林法	<u>保全エリア</u>
	No	区域名	関係法令等	米沢市 エリア設定																																																						
7	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	保全エリア																																																							
8	河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法	保全エリア																																																							
9	県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	保全エリア																																																							
10	国宝・重要文化財、県・市町村が指定する有形文化財(建造物) 国・県・市町村が指定する史跡名勝天然記念物	文化財保護法 山形県文化財保護条例 市町村が定める文化財保護条例	保全エリア																																																							
11	農用地区域内の農地 甲種農地 第1種農地	農業振興地域の整備に関する法律農地法	調整エリア																																																							
12	地域森林計画対象森林(太陽光発電設備のみ)	森林法	調整エリア																																																							
No	区域名	関係法令等	米沢市 エリア設定																																																							
7	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	保全エリア																																																							
8	河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法	保全エリア																																																							
9	県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	保全エリア																																																							
10	国宝・重要文化財、県・市町村が指定する有形文化財(建造物) 国・県・市町村が指定する史跡名勝天然記念物	文化財保護法 山形県文化財保護条例 市町村が定める文化財保護条例	保全エリア																																																							
11	農用地区域内の農地 甲種農地及び第1種農地	農業振興地域の整備に関する法律農地法	調整エリア																																																							
12	地域森林計画対象森林(太陽光発電設備のみ)	森林法	<u>保全エリア</u>																																																							
26	<p>第3章 6 (3) ④</p> <p>表3-19 米沢市独自基準の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区域名</th> <th>米沢市 エリア設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>緑の回廊</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>用途地域(工業系の用途は対象から除く)</td> <td>保全エリア</td> </tr> </tbody> </table>	No	区域名	米沢市 エリア設定	13	緑の回廊	保全エリア	14	用途地域(工業系の用途は対象から除く)	保全エリア	<p>第3章 6 (3) ④</p> <p>表3-19 米沢市独自基準の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区域名</th> <th>米沢市 エリア設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>緑の回廊</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>用途地域(工業系の用途は対象から除く)</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>河川敷</td> <td>保全エリア</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>主要な山(栗子山、斜平山、兜山、吾妻山)(陸上風力発電設備のみ)</td> <td>保全エリア</td> </tr> </tbody> </table>	No	区域名	米沢市 エリア設定	13	緑の回廊	保全エリア	14	用途地域(工業系の用途は対象から除く)	保全エリア	15	河川敷	保全エリア	16	主要な山(栗子山、斜平山、兜山、吾妻山)(陸上風力発電設備のみ)	保全エリア																																
No	区域名	米沢市 エリア設定																																																								
13	緑の回廊	保全エリア																																																								
14	用途地域(工業系の用途は対象から除く)	保全エリア																																																								
No	区域名	米沢市 エリア設定																																																								
13	緑の回廊	保全エリア																																																								
14	用途地域(工業系の用途は対象から除く)	保全エリア																																																								
15	河川敷	保全エリア																																																								
16	主要な山(栗子山、斜平山、兜山、吾妻山)(陸上風力発電設備のみ)	保全エリア																																																								

<p>27</p>	<p>第3章 6 (3) ⑤</p> <p>図 3-5 陸上風力発電のエリア</p>	<p>第3章 6 (3) ⑤</p> <p>図 3-5 陸上風力発電のエリア</p>
<p>28</p>	<p>第3章 6 (3) ⑥</p> <p>図 3-6 太陽光発電（土地系）のエリア</p>	<p>第3章 6 (3) ⑥</p> <p>図 3-6 太陽光発電（土地系）のエリア</p>

29	<p>第3章 6 (4)</p> <p>表3-20 対象施設の種類の種類及び規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>特徴</th> <th>想定規模</th> <th>導入規模*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上風力発電</td> <td>風の運動エネルギーを風車により回転エネルギーに変え、その回転を発電機に伝送し、電気エネルギーに変換する発電方式。</td> <td>4MW 規模/1基 ローター直径 100m程度</td> <td>8MW</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電 (土地系)</td> <td>太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方式。</td> <td>地上設置型 (500kW以上) 10 m²/1kW程度</td> <td>29MW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2030年における導入規模を想定</p>	種別	特徴	想定規模	導入規模*	陸上風力発電	風の運動エネルギーを風車により回転エネルギーに変え、その回転を発電機に伝送し、電気エネルギーに変換する発電方式。	4MW 規模/1基 ローター直径 100m程度	8MW	太陽光発電 (土地系)	太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方式。	地上設置型 (500kW以上) 10 m ² /1kW程度	29MW	<p>第3章 6 (4)</p> <p>表3-20 対象施設の種類の種類及び規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>特徴</th> <th>想定規模</th> <th>導入規模*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上風力発電</td> <td>風の運動エネルギーを風車により回転エネルギーに変え、その回転を発電機に伝送し、電気エネルギーに変換する発電方式。</td> <td>2MW 規模/1基 ローター直径 80m程度</td> <td>8MW</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電 (土地系)</td> <td>太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方式。</td> <td>地上設置型 (500kW以上) 10 m²/1kW程度</td> <td>29MW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2030年における導入規模を想定</p>	種別	特徴	想定規模	導入規模*	陸上風力発電	風の運動エネルギーを風車により回転エネルギーに変え、その回転を発電機に伝送し、電気エネルギーに変換する発電方式。	2MW 規模/1基 ローター直径 80m程度	8MW	太陽光発電 (土地系)	太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方式。	地上設置型 (500kW以上) 10 m ² /1kW程度	29MW
種別	特徴	想定規模	導入規模*																							
陸上風力発電	風の運動エネルギーを風車により回転エネルギーに変え、その回転を発電機に伝送し、電気エネルギーに変換する発電方式。	4MW 規模/1基 ローター直径 100m程度	8MW																							
太陽光発電 (土地系)	太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方式。	地上設置型 (500kW以上) 10 m ² /1kW程度	29MW																							
種別	特徴	想定規模	導入規模*																							
陸上風力発電	風の運動エネルギーを風車により回転エネルギーに変え、その回転を発電機に伝送し、電気エネルギーに変換する発電方式。	2MW 規模/1基 ローター直径 80m程度	8MW																							
太陽光発電 (土地系)	太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方式。	地上設置型 (500kW以上) 10 m ² /1kW程度	29MW																							
47	用語集	用語集																								
48	用語集	用語集																								
		<table border="1"> <tr> <td>8</td> <td>J (ジュール)</td> <td>エネルギーや仕事、熱の量を表す国際単位。例えば、物を持ち上げたり、電気製品を動かしたり、お湯を沸かしたりする際に使われる「力×距離」や「電力×時間」によって生じる作用の大きさを数値化したもの。身近な例では、食品のカロリー表示にも使われる「kcal」をジュールに換算でき、1kcalは約4,184Jとなっている。エネルギー消費や変換の尺度として、物理学から日常生活まで幅広く使われている。kJ (キロジュール) は、Jの1,000倍で、MJ (メガジュール) は、Jの1,000,000倍となる。</td> </tr> </table>	8	J (ジュール)	エネルギーや仕事、熱の量を表す国際単位。例えば、物を持ち上げたり、電気製品を動かしたり、お湯を沸かしたりする際に使われる「力×距離」や「電力×時間」によって生じる作用の大きさを数値化したもの。身近な例では、食品のカロリー表示にも使われる「kcal」をジュールに換算でき、1kcalは約4,184Jとなっている。エネルギー消費や変換の尺度として、物理学から日常生活まで幅広く使われている。kJ (キロジュール) は、Jの1,000倍で、MJ (メガジュール) は、Jの1,000,000倍となる。																					
8	J (ジュール)	エネルギーや仕事、熱の量を表す国際単位。例えば、物を持ち上げたり、電気製品を動かしたり、お湯を沸かしたりする際に使われる「力×距離」や「電力×時間」によって生じる作用の大きさを数値化したもの。身近な例では、食品のカロリー表示にも使われる「kcal」をジュールに換算でき、1kcalは約4,184Jとなっている。エネルギー消費や変換の尺度として、物理学から日常生活まで幅広く使われている。kJ (キロジュール) は、Jの1,000倍で、MJ (メガジュール) は、Jの1,000,000倍となる。																								
		<table border="1"> <tr> <td>11</td> <td>t-CO₂ (トンシーオーツ)</td> <td>二酸化炭素 (CO₂) の排出量をトン単位で表す際に用いられる表記。例えば、「年間10t-CO₂ 排出」と言えば、その活動が1年間に10トンの二酸化炭素を大気中に放出していることを意味する。企業や国の温室効果ガス排出量、森林によるCO₂吸収量などを比較・管理するために用いられる指標。</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>W (ワット)</td> <td>仕事率や電力の単位。1秒あたりにどれだけのエネルギーが使われたか、あるいは生み出されたかを示す「仕事の速さ」を表す。家電製品の消費電力や発電所の出力など、エネルギーの流れや消費の効率を比較する際に用いられる。1kW (キロワット) は、1Wの1,000倍、1MW (メガワット) は、1Wの1,000,000倍となる。 なお、wの後ろにh (アワー) がつく場合があるが、電力量を表したものであり、どれだけの時間使われたか、その合計のエネルギー量を表す際に用いられる。</td> </tr> </table>	11	t-CO ₂ (トンシーオーツ)	二酸化炭素 (CO ₂) の排出量をトン単位で表す際に用いられる表記。例えば、「年間10t-CO ₂ 排出」と言えば、その活動が1年間に10トンの二酸化炭素を大気中に放出していることを意味する。企業や国の温室効果ガス排出量、森林によるCO ₂ 吸収量などを比較・管理するために用いられる指標。	12	W (ワット)	仕事率や電力の単位。1秒あたりにどれだけのエネルギーが使われたか、あるいは生み出されたかを示す「仕事の速さ」を表す。家電製品の消費電力や発電所の出力など、エネルギーの流れや消費の効率を比較する際に用いられる。1kW (キロワット) は、1Wの1,000倍、1MW (メガワット) は、1Wの1,000,000倍となる。 なお、wの後ろにh (アワー) がつく場合があるが、電力量を表したものであり、どれだけの時間使われたか、その合計のエネルギー量を表す際に用いられる。																		
11	t-CO ₂ (トンシーオーツ)	二酸化炭素 (CO ₂) の排出量をトン単位で表す際に用いられる表記。例えば、「年間10t-CO ₂ 排出」と言えば、その活動が1年間に10トンの二酸化炭素を大気中に放出していることを意味する。企業や国の温室効果ガス排出量、森林によるCO ₂ 吸収量などを比較・管理するために用いられる指標。																								
12	W (ワット)	仕事率や電力の単位。1秒あたりにどれだけのエネルギーが使われたか、あるいは生み出されたかを示す「仕事の速さ」を表す。家電製品の消費電力や発電所の出力など、エネルギーの流れや消費の効率を比較する際に用いられる。1kW (キロワット) は、1Wの1,000倍、1MW (メガワット) は、1Wの1,000,000倍となる。 なお、wの後ろにh (アワー) がつく場合があるが、電力量を表したものであり、どれだけの時間使われたか、その合計のエネルギー量を表す際に用いられる。																								